

就労支援の考え方と実施方法 ～基礎編～

明治学院大学社会学部社会福祉学科

新保美香

はじめに ～働くことの意味～

<ワーク1>

あなたにとって「働くこと(就労)」とは？

以下の文章を完成させてください。(2分間で)

就労とは、① _____ であり
② _____ であり
③ _____ である。

→書いた内容を、チームで共有してみましよう。(3分間で)

<ワーク2>

あなたは支援対象者から「なぜ働かなければならないんでしょうね...」と問われたら何と答えますか？
以下にメモしてください。(2分間で)



→書いた内容を、チームで共有してみましよう。(3分間で)

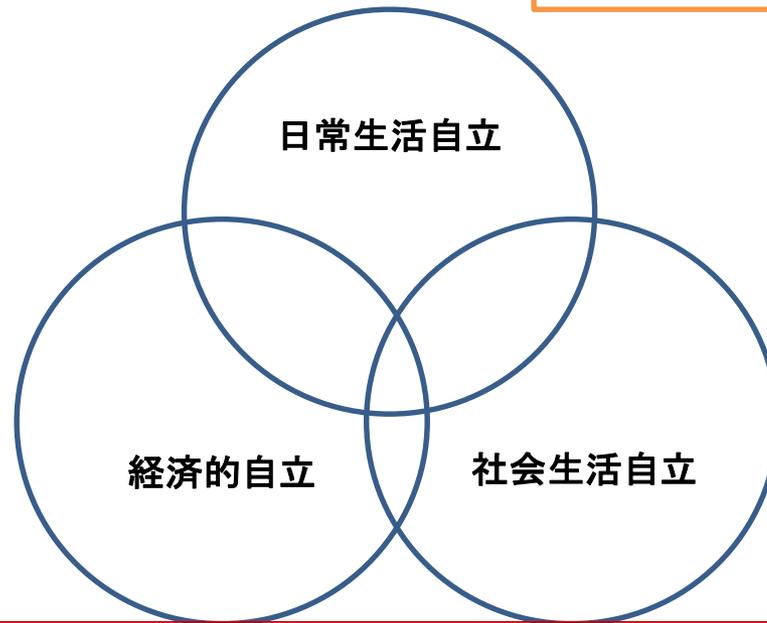
1. 就労支援の意義と就労支援

(テキスト228頁)

- ①就労支援は、「就労」という人間にとって
かけがえのない営みをそれぞれの状況に
即して実現できるように支援すること。
- ②収入を得るばかりでなく、社会とのつながりを
構築し、自己実現をはかる大切な意義を持つ。
- ③「有給労働」と「無給労働」がある。
- ④就労(勤労)が「権利」であることに着目。
- ⑤ジョブマッチングに止まらない、生活や人生を
豊かにする重要な取り組み。

生活困窮者自立支援制度における 就労支援の位置づけ

※テキスト229頁をもとに新保作成



自己選択・自己決定

生活困窮者の状況に応じた就労支援

(テキスト229～231頁)

- ① 「就労」は3つの自立につながる営みである。
- ② 支援対象者によって、就労支援の目標や形は異なる。
- ③ 長期的な展望を持った、就労支援が重要。
- ④ 支援対象者の背景や思いの理解が大切。
- ⑤ 個別支援のみならず、多様な支援策の提供、新たな開発も不可欠。(出口づくり)

ここまでのまとめ



- ① 就労支援 ≠ 就職支援
- ② 誰もにとってかけがえのない大切な「就労」を、それぞれの状況に則して実現できるように個と地域(社会)に働きかけるのが「就労支援」です。
- ③ 個人にのみ変容を求める支援から、「多様性」を受け止める環境づくりへ。

就労支援の心構えとポイント

(テキスト236～238頁)

- ① 本人の自尊心の回復が鍵。
- ② ステップアップを考える。
- ③ 共感的な姿勢での支援。
- ④ 強み・力・よいところ(ストレングス)への着目。
- ⑤ 支援対象者から学び、支援対象者の「声」を生かした支援。

ストレングス視点の活用

<ワーク3:ストレングス視点でのとらえ直し>

事例1:就職面接に8回行くが、全く採用に至らない人。

事例2:パソコンを使った仕事しかしたくないと主張し、他職種 of 求職活動を拒む人。

事例3:面接の約束をするが、いつも直前にキャンセルしてくる人。今回が4回目。

就労支援に取り組む際に 理解しておきたいこと

- ①生活困窮者を取り巻く雇用環境
→テキスト231～232頁、259～263頁。
- ②就労支援員の役割 →テキスト233頁。
- ③就労支援の流れ →テキスト233～235頁。
- ④就労支援の種類 →テキスト235～236頁。
- ⑤就労支援の実務 →テキスト第6章第2節。
- ⑥労働法規 →テキスト265～267頁。

よりよい就労支援のために

- ① 生活困窮者の状態に応じた就労支援
(スライド13 厚生労働省資料)
- ② ハローワークとの協働
(スライド15 厚生労働省資料)
- ③ 就労準備支援事業との一体的支援
(スライド18 厚生労働省資料)

① 生活困窮者の 状態に応じた就労支援

1. スライド13「厚生労働省資料」の「対象者の状態」を参考に、対象者の状態にあわせた支援を検討することが求められる。
2. 自立相談機関内では、「就労支援員」に丸投げしない、組織的な支援が大切。
3. 支援調整会議に、就労準備支援事業、ハローワーク等関係者等を招くことも、心がけていく必要がある。

(参考)生活困窮者の状態に応じた就労支援

対象者の状態	支援主体・事業	支援内容
1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者	ハローワークの一般職業紹介	一般的な職業相談・職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援	(ハローワーク) 担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者	自立相談支援事業の就労支援員	就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ 等
4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る (就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施
5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要のある者	就労訓練事業 (中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。

※ 自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。

また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

② ハローワークとの協働

1. 支援員は、ハローワークの役割、機能を理解しておくことが不可欠である。
2. 支援員が支援対象者に紹介するハローワークに一度も行ったことがない、担当者を知らない、というような状態で業務をすることのないよう、相互の連絡調整の機会を意図してつくっていく必要がある。
3. 「生活保護受給者等就労自立促進事業」では、就職支援ナビゲーターとの相互理解と協働が求められている。

⇒スライド15(厚生労働省資料)を参照

ハローワークの実務から学んでいただきたいこと

◎ハローワークの就労支援とは

- ・ 就労に向けた準備が整っている者が対象
- ・ マッチング機能(求職者と求人企業の双方のニーズを結びつける)

「就労に向けた準備が整っている」とは、
具体的にどのような状態像か？

求職者と求人企業の双方のニーズを
大切にするとはいくどういうことか？

(大切なポイント)

○福祉分野で行う就労支援をより効果的に、効率よく行うために、ハローワークの就労支援実務を参考にしていきたい。

福祉分野での就労支援の強み = 本人の希望や状態に沿ったきめ細かな支援

ハローワークの就労支援の強み = 地域の産業・雇用情勢 **マッチング** 求職者のニーズ
> 地場企業・事業所の人材ニーズ

両者の強みを生かした就労支援の構築が自治体に求められており、就労準備支援事業もこれを意識した組立てをしていただく必要。

ここでひといき！

<ワーク4:バズセッション>

みなさまの職場における「ハローワークとの協働」
の状況は、どのようになっていますか？

チームで共有してみましよう！

③ 就労準備支援事業との一体的支援

1. 就労準備支援事業への丸投げをしない、「一体的支援」が本来のありかたである。
2. 就労準備支援事業の利用により、より丁寧な本人の状態のアセスメントが可能になる。
3. 事業利用中の本人の状況を把握しながら、自立相談支援事業と就労準備支援事業の担当者が協働し、一体的な支援を実施していくことが求められている。

⇒スライド18(厚生労働省資料)を参照

自立支援における就労準備支援事業の位置づけ

◎利用者からみた支援の流れ(就労準備支援事業を利用する場合の例)



(大切なポイント)

○自立相談支援事業から就労準備支援事業にボタンタッチされるわけではないこと。

自立相談支援事業は、

- ・就労準備支援事業の利用中も、生活面を含めた本人の状態像の変化に対して、必要な支援を検討(プラン変更等)。
- ・就労準備支援事業の前段階(意欲喚起)と後段階(就労支援、就労後の定着支援)も含めて、本人の就労支援全体を通じて就労支援員が支援。

就労準備支援事業において把握される本人の状態像の変化を、自立相談支援事業の担当と共有しながら、本人の自立支援を図っていくことが大切。

○就労準備支援事業で想定する本人の状態像は、時間をかけたきめ細かな支援を要するものであるため、その支援を自立相談支援事業から独立した一事業としているが、本来は一体の支援であること。

生活困窮者自立支援法における 就労支援とは？

- 資料1

「生活困窮者自立支援制度における就労支援」

“きちんと” “みんなで” “ずっと” “つながる・つくる”

生活困窮者の多くは、多様で複合的な課題を抱え、自尊感情や自己有用感を喪失している。このため、本制度における就労支援は、常に本人を起点とし、

- ・ 就労の意義への理解の支援から、生活面や福祉面での支援までも含めた、包括的な支援の一環として展開する。
- ・ 本人の状態に合わせ、必要に応じてステップアップも意識しながら支援する。

⇒ 支援員自身も、自分の強みを理解し、弱みを補うためにノウハウを学び、考え、実践する。

“きちんと”

丁寧な相談支援

- ・ 包括的な相談受付、アセスメント、プラン作成
- ・ 信頼関係の構築と自尊感情、自己有用感の回復に向けた支援
- ・ ストレングスに着目した支援
- ・ 就労意欲の喚起

“みんなで”

チームによる支援

- ・ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の協働
- ・ 就労準備支援事業等との一体的支援
- ・ ハローワークその他の関係機関・者との協働

“ずっと”

切れ目のない支援

- ・ アウトリーチによる発見・支援
- ・ 多様なプログラムの用意
- ・ 個別のニーズに応じた職業紹介
- ・ 定着支援と企業支援

“つながる・つくる”

社会資源の活用と開発

- ・ 関係機関・者のネットワークの構築
- ・ 企業との関係づくり
- ・ 中間的就労や実習場所等の開拓
- ・ 居場所づくり
- ・ 町おこし、地域づくり

確認してみよう！

本制度における「就労支援」

<ワーク3>

資料2「生活困窮者自立支援制度における就労支援」

(厚生労働省資料を研修用に改変)を用いて、
本制度のもと、支援者が取り組む就労支援の内容を
確認してみましょう。

- ① 「きちんと・みんなで・ずっと・つながる・つくる」
それぞれの項目を確認してください。
- ③ 項目をチェックしてみましょう。みなさまの職場では...。
取り組んでいる → ○
これから取り組みたい → △
特に重点的に取り組みたい → ☆

共有してみよう！

①資料2でチェックした内容を、チームで共有してください。

②時間は「 」分です！

③どのようなことが見えてきましたか？

この講義のさいごに...

<ワーク4>

就労支援に関して、これからあなたが
取り組みたいと思ったことは、どんなことですか？
1つだけ、以下にメモしてください。(1分間で！)

→ 書いた内容を、チームでわかちあってください！

就労支援の考え方と実施方法 ～実践編～

草の根ささえあいプロジェクト

渡辺 ゆりか

東近江圏域働き・暮らし応援センター

野々村光子

自己紹介（渡辺ゆりか）

1. プロフィール

2. 就労支援で大切にしていること

～私の「就労支援3カ条」～

- ①本人を変えない、「環境」を変える
- ②企業と本人の「文化」を大切にする
- ③「働きたい」という思いを叶えるために必要なことは何でも「就労支援」

自己紹介(野々村光子)

1. プロフィール

2. 就労支援で大切にしていること ～私の「就労支援3カ条」～

- ①本人の今を「課題」に見ない。
- ②「働きたい」の奥を見つめた就労支援。
- ③凸凹が当たり前の地域づくり。

バズセッション！！

渡辺さんのお話から学んだこと
ご自身も実践してみたいと
思ったことなどを
チームで共有してください！

バズセッション！！

野々村さんのお話から学んだこと
ご自身も実践してみたいと
思ったことなどを
チームで共有してください！

まとめのセッション

